

# 「拡大教科書」をご存知ですか？

岐阜県教育委員会 特別支援教育課

たとえば、

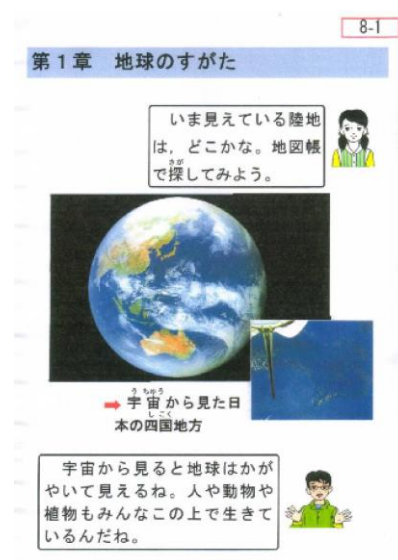
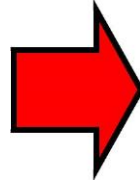
- 視覚の見えにくさ（文字サイズ、書体、視野・明るさの見えにくさ等）により、検定済教科書では学習が困難な児童生徒に・・・
- 眼鏡をかけても視力が0.04～0.3で、検定済教科書では見えにくい児童生徒に・・・

検定済教科書に代えて

**拡大教科書が無償給与されます**



(検定済教科書)



(拡大教科書)

拡大教科書とは、視覚の見えにくさのある児童生徒のために検定済教科書の文字や図形を拡大等して複製し、同様の内容で発行している図書です。

## 【拡大教科書 相談窓口】

岐阜県教育委員会 学校支援課教科書担当	058(272)1111 内線 3697
岐阜県教育委員会 特別支援教育課 特別支援教育企画係担当	058(272)1111 内線 3585
岐阜県立岐阜盲学校	058(262)1255
社会福祉法人岐阜アソシア（視覚障害者生活情報センターぎふ）	058(263)1310

## 「 拡 大 教 科 書 」 Q & A

Q 1 拡大教科書は無償ですか。

A 1 小学校、中学校、義務教育学校及び特別支援学校の小学部・中学部に在籍する児童生徒に対し、一般の検定済教科書に代えて無償給与（無償で国から児童生徒に提供）されます。分冊となる場合でも、当該分冊による冊数を一冊として無償給与の対象になります。

Q 2 誰でも無償給与の対象となるのですか。

A 2 「弱視者」に相当する児童生徒及びこれらに準ずる程度の視覚に障がいのある児童生徒のうち、一般の検定済教科書では学習に困難を来し、拡大教科書を使用することが教育上適当であると教育委員会が認めた児童生徒に給与されます。

Q 3 一般の検定済教科書と拡大教科書の両方が給与されるのですか。

A 3 拡大教科書が給与された教科については、その教科の一般の検定済教科書は給与されません。

Q 4 拡大教科書の給与には、どのような手続きが必要ですか。

A 4 各学校は、拡大教科書を必要とする場合、「拡大教科書需要数報告書」により、種類や冊数、発行者名等必要事項を記入し、設置者である各教育委員会に提出します。市町村教育委員会では、それをとりまとめ、県教育委員会に報告をしてください。

Q 5 「拡大教科書」の需要数報告はいつまでですか。

A 5 小学校・中学校・義務教育学校の通常学級の場合は、各年度11月末日です。その後の追加需要等は、当該年度の1月末までとなります。

Q 6 特別支援学級や特別支援学校等でも拡大教科書は給与されますか。

A 6 市町村教育委員会が採択した拡大教科書が「附則第9条図書」として給与されます。附則第9条図書については県教育委員会が、前年度の9月16日までに採択し、文部科学大臣に報告する必要があるため、市町村教育委員会は、8月中旬までに県教育委員会まで報告してください。

# 「 拡 大 教 科 書 」 Q & A

Q 1 拡大教科書は無償ですか。

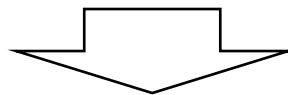
A 1 小学校、中学校、義務教育学校及び特別支援学校の小学部・中学部に在籍する児童生徒に対し、一般の検定済教科書に代えて無償で提供されます。



Q 2 対象となる児童生徒は、どのように決められていますか。

A 2 次の児童生徒が対象です。

「弱視者」に相当する児童生徒及びこれらに準ずる程度の視覚に障がいのある児童生徒（視力、見え方、視野等）のうち



一般の検定済教科書では学習に困難を来し、拡大教科書を使用することが教育上適当であると教育委員会が認めた児童生徒

☆拡大教科書を使用することにより、「授業が分かるようになった。」「みんなと一緒に音読できるようになった。」とのうれしい声が数多く寄せられています。

Q 3 一般の検定済教科書と拡大教科書の両方を受け取れますか。

A 3 どちらかの教科書となります。拡大教科書の提供を受けた教科については、一般の検定済教科書を受け取ることはできません。

Q 4 どのような手続きが必要ですか。

A 4 まず、在籍する学校にご相談ください。就学前のお子さんの場合は、お住まいの市町村教育委員会にご相談ください。また、リーフレットにあります「相談窓口」にお尋ねいただきますと、ご不明な点やご質問にお答えすることができます。



★拡大教科書は、教科書会社の製作・出版という方法だけではなく、ボランティアの方々の献身的な取組によって支えられています。